

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業

令和2年度 新規・拡充等 事業一覧
(予定)

令和2年2月

新 宿 区

子ども家庭部子ども家庭課

目次

新規事業 [3事業]	1
拡充事業 [9事業]	2
変更事業 [4事業]	4
新大綱の策定による新規事業 [2事業]	5

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業一覧の見方

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 「子供の貧困対策に関する旧大綱」 第4 指標の改善に向けた当面の重点施策（10ページ～21ページ）の項目に対応しています。 </div>			事業名	事業内容	〇〇課	事業の対象となる年齢区分に〇をつけています。 妊・・・妊娠期 乳・・・乳幼児期 小・・・小学生 中・・・中学生 高・・・～18歳未満（高校生等） 青・・・青年期（18歳～）					
例 4	経済的支援	その他	児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。	子ども家庭課		○	○	○		

<新規事業> 3事業

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(2) 貧困の連鎖を防ぐための 幼児教育の無償化の推進 及び幼児教育の質の向上		施設等利用給付 (その他認可外保育施 設)	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用費の対象 施設・事業所の確認を受けた認証保育所及び認可外保 育施設を利用する子どもの保育の必要性の認定事由に 該当する保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用 費を新たに支給します。	保育指導課		○				
1 教育の支援	1-(2) 貧困の連鎖を防ぐための 幼児教育の無償化の推進 及び幼児教育の質の向上		施設等利用給付 (一時保育事業等)	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用費の対象 施設・事業所の確認を受けた一時保育、ひろば型保育 等を利用する子どもの保育の必要性の認定事由に該当 する保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を 新たに支給します。	保育指導課		○				
1 教育の支援	1-(2) 貧困の連鎖を防ぐための 幼児教育の無償化の推進 及び幼児教育の質の向上		保育園・子ども園(保育 園機能)等の保護者の負 担軽減	年収360万円以上の世帯で、保育園等に通っている 3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの副食費につい ては、保護者からは徴収せず、公費負担とします。	保育課		○				

< 拡充事業 > 9事業

※下線部が拡充箇所

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(2) 貧困の連鎖を防ぐための 幼児教育の無償化の推進 及び幼児教育の質の向上		保育園・子ども園（保育園機能）・地域型保育施設保護者の保育料負担軽減	3～5歳児クラスの児童の保育料は、 <u>所得の多寡にかかわらず無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。</u> 所得の多寡に関わらず、保育園や子ども園、認可外保育施設等に在籍する未就学児の兄弟がいる場合や、就学以降の兄弟がいる場合、 <u>第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。</u> 年収約600万円未満の世帯でひとり親等の世帯に該当する場合は、 <u>第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担とします。</u>	保育課		○				
			子ども園（幼稚園機能）保護者の保育料負担軽減	<u>所得の多寡にかかわらず入園料・保育料を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。</u>	保育課		○				
			認証保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、 <u>認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の①一部助成、②多子世帯助成を行います。</u>	保育指導課		○				
			認可外保育施設利用者負担軽減事業	希望する認可保育園等への入園を待機する間、 <u>認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の①一部助成、②多子世帯助成を行います。</u>	保育指導課		○				
			区立幼稚園保護者の負担軽減	<u>所得の多寡にかかわらず入園料・保育料を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。</u>	学校運営課		○				
			私立幼稚園保護者の負担軽減	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、 <u>所得の多寡にかかわらず入園料補助金を交付します。また、保育料に対して補助を行い、保護者の経済的負担を軽減します。</u>	学校運営課		○				
2 生活の支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-② 保育等の確保	子どもショートステイ	病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、 <u>一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります。（利用対象は0歳～18歳未満の子ども）</u> 従来の子どもショートステイ事業に加え、 <u>保護者の強い育児疲れ等が見られる要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施し、子どもの生活指導や発達・行動の観察を行うとともに、子どもの養育環境が適切に整備されるよう、保護者への助言等を行います。（利用対象は小学校就学前までの子ども）</u>	子ども家庭支援課		○	○	○	○	
			トワイライトステイ事業	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、 <u>養育環境が整わない生後6か月～18歳未満の子どもを、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。</u>	子ども家庭支援課		○	○	○	○	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
2 生活の支援	2-(6) その他の生活支援	2-(6)-② 住宅支援	高齢者や障害者等の 住まいの安定確保	高齢者、障害者及びひとり親世帯で、一定の条件に該当する世帯が、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する場合に、保証会社をあっ旋し、保証料の一部を最長10年間助成します。なお、あっ旋を受けずに保証会社と契約した場合にも、保証料を助成します。そして、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会において、構成する団体間で高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居の促進に取り組んでいきます。	住宅課		○	○	○	○	

＜変更事業＞ 4事業

※下線部が変更箇所

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(3) 就学支援の充実	1-(3)-③ 特別支援教育に関する支援の充実	中学校への特別支援教室の開設	令和元年度に全中学校に設置されたまなびの教室において、発達障害等のある生徒への指導の一層の充実を図ります。 *令和元年度より全中学校に設置	教育支援課				○		
2 生活の支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-① 保護者の自立支援	「生活向上・自立促進事業」(ひとり親家庭) *2-(6)「生活向上支援事業(ひとり親家庭)」と3-①「自立支援促進事業(ひとり親家庭福祉)」を統合	ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談および就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。また、ひとり親家庭の個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。(ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施、「ひとり親家庭サポートガイド」の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業(健康部)との連携等)	子ども家庭課	○	○	○	○	○	○
2 生活の支援	2-(2) 子どもの生活支援	2-(2)-② 食育の推進に関する支援	1歳児食事講習会 *幼児食講習会から変更	1歳児の保護者を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と試食を行います。	保健センター		○				
4 経済的支援		4-⑤ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援	生活保護世帯の高校生が大学等に進学する際の進学準備給付金	生活保護受給世帯の高校生が大学等に進学した場合に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。 *国会審議中だったものが決定	生活福祉課 保護担当課					○	

〈新大綱の策定による新規事業〉

2 事業

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(5)特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-③外国人児童生徒等への支援	日本語サポート指導	<p>区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導員による指導を行います。教育センターまたは分室での通所による集中指導を行うとともに、必要に応じて学校へ日本語サポート指導員を派遣して、個別指導を行います。</p> <p>また、日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。</p> <p>さらに、日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校3年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を行い、進学等を支援します。</p>	教育支援課		○	○	○		
1 教育の支援	1-(5)特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-③外国人児童生徒等への支援	日本語学級の運営	<p>日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を位置付け、指導方法や進路等に関する情報提供などにより区内の他の学校の取組みを支援しています。</p>	教育支援課			○	○		

※新大綱における指標の改善に向けた重点施策の項目を記載しています。